

1. 減算の届出に必要な書類

【職員欠如減算（通所系サービス・居住系サービス共通）】

- ・介護給付費等算定に係る体制等に関する届出書
- ・介護給付費等の算定に係る体制等状況一覧表
- ・従業者の勤務体制及び勤務形態一覧表

※ **欠如の内容により減算開始月及び終了月が異なりますので、当該事項が生じた場合は速やかに県に連絡してください。**

【定員超過減算（通所系サービス共通）】

- ・介護給付費等算定に係る体制等に関する届出書
- ・介護給付費等の算定に係る体制等状況一覧表
- ・該当サービスの人員配置確認シート（直近3ヶ月の実績を入力すること）

【開所時間減算（生活介護）】

- ・介護給付費等算定に係る体制等に関する届出書
- ・介護給付費等の算定に係る体制等状況一覧表
- ・運営規程

※ 曜日により営業時間が異なる場合は、運営規程に各曜日の営業時間を記載してください。

また、届出書には減算対象の曜日及びその曜日の減算区分を記載してください。

（減算対象となるのは、運営規程上の開所時間が6時間未満の曜日のみであるため）

【医師未配置減算（生活介護）】

※ 医師未配置を検討される場合は、必ず事前に県に相談してください。相談の結果減算による医師未配置が可能と判断した場合のみ、必要書類の案内を行います。

【大規模事業所減算（生活介護）・大規模住居減算（共同生活援助）】

※ 新規指定申請及び指定変更申請時に案内を行います。

【栄養士未配置減算（施設入所支援）】

- ・介護給付費等算定に係る体制等に関する届出書
- ・介護給付費等の算定に係る体制等状況一覧表
- ・従業者の勤務体制及び勤務形態一覧表

【標準期間超過減算（自立訓練・就労移行支援）】

- ・介護給付費等算定に係る体制等に関する届出書
- ・介護給付費等の算定に係る体制等状況一覧表
- ・標準利用期間超過減算に係る届出書

【就労移行・定着実績に伴う減算（就労移行支援）】

- ・介護給付費等算定に係る体制等に関する届出書
- ・介護給付費等の算定に係る体制等状況一覧表（該当する減算区分に○をすること）

【短時間利用に係る減算（就労継続支援A型）】

- ・介護給付費等算定に係る体制等に関する届出書
- ・介護給付費等の算定に係る体制等状況一覧表
- ・短時間利用減算確認シート

2. その他届出が必要な加算等

【訪問による自立訓練の提供】

- ・介護給付費等算定に係る体制等に関する届出書
- ・介護給付費等の算定に係る体制等状況一覧表
- ・運営規程（訪問による訓練を実施する旨の記載が必要）

＜ご参考＞ 訪問による自立訓練の提供について

- ・平成27年4月より、訪問による訓練のみの利用者についても自立訓練の利用が可能になりました（平成26年度までは、通所と訪問の組み合わせのみ可能）。
- ・訪問による訓練を実施する場合、運営規程にその旨記載する必要があります。なお、当該記載を追加する場合は、変更届の提出が必要になります。また、合わせて加算届の提出が必要となりますので注意してください。